3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(平成26年度)

都道府県	認定者総数		1 平成26年度に研修を受けた者					2 研修受講予定者のう な 翌定後 研修を受				3 平成27年度からの 研修社会者
指定都市	(1+2+3)	うち、平成26年 度新規認定者		(1)現場 復帰	(2)依願 退職	(3)分限 免職	(4)分限 休職	(5)転任	(6)研修 継続	(7)その 他	ち、認定後、研修を受 講することなく別の措 置等がなされた者	研修対象者
1 北海道	7	(1)	6	3	1			1	1			1
2 青森県 3 岩手県	5	(1)	1 4	1	1 1				2			1
<u> </u>	1	(1)	1	<u>T</u>	1				<u> </u>			1
5 秋田県												
6 山形県 7 福島県	2	(1)	1		1							1
8 茨城県		(1)	1		<u> </u>							1
9 栃木県	1		1	1								
10 群馬県 11 埼玉県	$\frac{1}{2}$	(1)	1	1		1						1
12 千葉県	1		1						1			
13 東京都 14 神奈川県	9	(4)	5		3				2			4
15 新潟県												
16 富山県	10	(6)	C					1				C
17 石川県 18 福井県	12	(6)	6	5				1				6
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県 21 岐阜県	1		1						1			
22 静岡県												
23 愛知県	9	(4)	4	1	3				1		1	4
24 三重県 25 滋賀県	$\frac{3}{4}$	(1)	2 3	1					$\frac{1}{2}$	1		$\frac{1}{1}$
26 京都府		·		A								_
27 大阪府 28 兵庫県	14	(10)	9	4					5	1		5
29 奈良県	1	(1)								_		1
30 和歌山県 31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県	5	(2)	3	3					4			2
34 広島県 35 山口県	2 4	(2)	<u> </u>						1	1		3
36 徳島県				1								
37 香川県 38 愛媛県	$\frac{1}{2}$		<u> </u>	1			1				1	
39 高知県	1	(1)	+								1	
40 福岡県 41 佐賀県	6	(2)	4		1			1		2		2
42 長崎県	3	(3) (2)										3
43 熊本県	5	(2)	3	3								2
44 大分県 45 宮崎県	1	(1)										1
46 鹿児島県		·										
47 沖縄県 48 札幌市												
49 仙台市	4	(2)	2	2								2
50 さいたま市51 千葉市	1	(1)	1	1								
52 川崎市	1	(1)		1								
53 横浜市 54 相模原市	1		1	1								
55 新潟市												
56 静岡市		(0)	Ω	0					1			
57 浜松市 58 名古屋市	3 3	(3) (1)	3 2	2					<u> </u>			1
59 京都市												
60 大阪市 61 堺市	5	(4)	3	1	1				1		<u>l</u>	1
62 神戸市	3	(2)	1	1								2
63 岡山市 64 広島市	1	(1)	1	1								
65 北九州市	3	(2)	<u> </u>	1								2
66 福岡市												
67 熊本市		(2.1)										
合 計	130	(64)	77	35	13	1	1	3	19	5	4	49
(参考)平成25年度合計	137	(64)	77	37	16	2	3	1	15	3	10	50
(参考)平成24年度合計	149	(69)	94	42	20	1	4	0	24	3	8	47

⁽注1)「(7)その他」の内訳・・・病気による研修中止:5人

⁽注2)「2」は、平成26年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、依願退職:2名、病気休職:2名

⁽注3)「3 平成27年度からの研修対象者」とは、平成26年度に認定され、平成27年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。